

令和元年度大阪府立稲スポーツセンター指定管理者評価項目・評価基準

※評価は、S～Cの4段階とし、Aを標準とする。

評価基準（内容）		指定管理者の自己評価	評価	施設管理者の評価	評価	評価委員会の指摘・提言
			S～C		S～C	
1 施設の設置目的及び管理運営方針	(1) 施設の設置目的及び管理運営方針に沿って運営しているか (2) 指定管理者として、管理運営業務のほか権限行使や組織体制運営等を適正に行っているか。また、関係法令を遵守しているか。					
2 平等な利用を図るための具体的手法・効果	(1) 障がい者の利用に際し、合理的配慮を適切に行うなど、公平なサービス提供、対応を行っているか。					
3 利用者の増加やサービスの向上を図るための具体的手法・効果	(1) 利用者増加のための工夫をしているか (ex. 平日稼働率の向上) 【指標】利用者数（前年同月との比較）、稼働率（前年同月との比較） (2) 利用者の声や利用状況を管理運営等に反映させる仕組みが機能しているか。					
4 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度	(1) 施設の維持管理を迅速かつ効率的に行っているか。 (2) 利用者の安全対策は万全か。 (3) 緊急時の危機管理体制を整備しているか。					
5 府施策との整合	(1) 府の協力要請に対応しているか。 (2) 障がい者等就労困難者を積極的に雇用しているか。 (3) 知的障がい者による清掃作業を実施しているか。 (4) 環境問題に積極的に取り組んでいるか。					
6 安定的な運営が可能となる人的能力	(1) 職員体制は十分か。 (2) 職員採用、確保の方策は適切か。 (3) 職員の指導育成や研修体制は十分か。					
7 安定的な運営が可能となる財政的基盤	(1) 運営基盤として、経営規模、事業規模、組織規模等は十分か。 (2) 運営基盤として、財政状態は適正か。 【指標】自己資本比率、流動比率、固定比率、総資本経常利益率、固定長期適合率					